

平成31年3月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日 | 平成31年3月5日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 有限会社関口商店 (法人番号: 7030002121966) 代表者 関口正明 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 埼玉県秩父郡小鹿野町大字小鹿野1806-2 (本社営業所) 埼玉県秩父郡小鹿野町大字小鹿野1806-2 |
| (4) 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止 80日車 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項 |
| (6) 違反行為の概要 | 平成30年8月6日、定期的な監査を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)高齡運転者に対する特別な指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第2項)、(2)高齡運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年3月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日 | 平成31年3月5日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 群馬急行観光バス株式会社 (法人番号: 4070001025176) 代表者 佐藤一 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原1520-36 (本社営業所) 群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原1520-36 |
| (4) 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止 60日車 |
| (5) 主な違反の条項 | 道路運送法第9条の2第1項 |
| (6) 違反行為の概要 | 平成30年9月11日及び平成30年10月16日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年3月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日 | 平成31年3月5日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 株式会社煌星観光 (法人番号：7040001091078) 代表者 道仙英夫 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 千葉県佐倉市吉見252-5 (本社営業所) 千葉県四街道市鹿放ヶ丘495-1 |
| (4) 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止 125日車 |
| (5) 主な違反の条項 | 道路運送法第20条 |
| (6) 違反行為の概要 | 平成30年6月5日及び平成30年6月8日他、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1) 営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3) 疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4) 点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(6) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(7) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8) 初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9) 定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(10) 整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 13点 当該事業者の累積点数 13点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年3月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日 | 平成31年3月5日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 株式会社アドバンス観光 (法人番号: 2040001098615) 代表者 押本直美 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 千葉県袖ヶ浦市蔵波台5-24-4 (本社営業所) 千葉県袖ヶ浦市蔵波台5-24-4 |
| (4) 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止 60日車 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項 |
| (6) 違反行為の概要 | 平成30年7月24日及び平成30年8月8日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年3月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日 | 平成31年3月5日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | はぎわら観光株式会社 (法人番号：4060001009766) 代表者 萩原一貴 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 栃木県芳賀郡益子町北中437-1 (茨城成田営業所) 茨城県稲敷郡河内町長竿1596 |
| (4) 行政処分等の内容 | 文 書 警 告 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項 |
| (6) 違反行為の概要 | 平成30年7月17日及び平成30年7月23日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(3) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年3月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日 | 平成31年3月5日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 有限会社山下運輸（法人番号：2050002043833） 代表者 山下一男 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | （事業者） 茨城県筑西市倉持1205-10 （貸切旅客営業所） 茨城県筑西市倉持1205-10 |
| (4) 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止 60日車 |
| (5) 主な違反の条項 | 道路運送法第9条の2第1項 |
| (6) 違反行為の概要 | 平成30年9月26日、定期的な監査監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(4)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)